

特集：イスラームと体制転換

インドネシアにおけるシャリア適用の変化：アチェ州における事例を中心に

島田 弦

1. はじめに

20世紀後半からのイスラム地域の経済成長や各国内におけるイスラム主義の拡大を背景とするイスラムの再台頭は、必然的に多くの国におけるイスラム法（シャリア）の拡大を引き起こした。インドネシアにおいても、特に1998年の民主化以降、シャリアの適用範囲を広げる動きが見られるようになった。

東南アジアへのイスラムの伝播は13世紀後半頃である。15世紀半ばに東西貿易の拠点だったマラッカ王国の改宗が東南アジアにおける急速なイスラム化の契機となった。イスラムの伝播が海洋貿易と密接な関係にあったため、東南アジア・ムスリムは特に現在のインドネシア、マレーシア、フィリピン南部など島嶼地域に多い。現在、インドネシアにおけるムスリムは総人口の90%に上る。ただし、インドネシアのムスリム人口は人口稠密なジャワ島、スマトラ島、スラウェシ島南部などに集中している。広大な面積を持つインドネシア東部はキリスト教徒が多数派である。したがって、インドネシア法体制におけるシャリアの拡大は、地域的な緊張関係を生じさせる危険性が高い。

すべてのムスリムは神の啓示を記録した聖典「クルアーン」に書かれた戒律に服する宗教的義務を負う。ムスリムに義務づけられた「人間の行動に関するアッラーの命令の総体」（両角 2004, 439）をシャリアと言う。シャリアは神の啓示に基づく宗教法として、（1）完全性（万能の神による創造物）、（2）包括性（全生活の規定）、（3）普遍性（国境などに制限されない効力）が、神学理論的な要素となる。すなわち、シャリアとはあまねく適用される人知を越えた法規範であり、神の被造物である人は変更や適用除外をできない（両角 2004, 441）。しかし、現在の国際社会は主権国家を単位としており、ある法規範の由来にかかわらず、その拘束力は主権を有する国家の意思に依存している。そのため、国家法と宗教法の緊張関係も重要である。さらにインドネシアはムスリムが多数派を占めているとはいえ多宗教国家である。また、ムスリム内部においても世俗的志向が強い。そのため、国家法においてイスラムの価値に基づく法規範を認めることには抵抗も大きい。

インドネシア国家法とシャリアとの関係について、インドネシア政府は、当初、イスラムを個人的な信仰の範囲に限定しようとし、イスラムの政治的活動を弾圧した。しかし、政府は1980年代後半から徐々にイスラム勢力を体制の支持基盤として取り込もうとするようになった。1998年

政変以降、自由な選挙で選出される議会では、イスラム政党が多くの議席を持つようになり行政・立法においてもイスラムの影響が強まっている。したがって、インドネシアにおけるシャリアの問題は、それを信仰（礼拝や断食）レベルあるいは家族法など特定分野にとどめておくことと、社会生活の全分野を規制する規範としてのシャリア（包括的シャリア、Syariah yang kaffah）の要求との競合関係としてとらえることもできる。そして、シャリアの適用範囲を直接に反映する制度として、最も重要なのはシャリアを適用する裁判所の管轄権である。

本稿では、まず植民地期から現在までのシャリア裁判所の管轄権の変化を概観し、オランダおよびインドネシアが国家法制度においてシャリアをどの程度承認してきたのか、また、イスラムに対する国家関与の度合いを考察する。次に、インドネシアにおいてもっとも急進的にシャリアを導入したアチェ州の事例から、シャリアをめぐる政治的・社会的な緊張関係を考察する。

2. シャリア裁判所の管轄権の変化

(1) 独立以前

オランダ植民地統治期、現在のインドネシアである東インド植民地は行政上、ジャワ島およびマドゥラ島と、それ以外の外領（buitenbezitting）に区分されていた。そして、政府機関としてのシャリア裁判所はジャワ島およびマドゥラ島、そして外領のスラベシ島南部に設置されていた。

オランダが東インドの領域的支配を本格的に開始した19世紀末から20世紀初めにかけて、オランダ政庁は東インドのムスリム社会は全体としてシャリアを継受していると理解して、Priestraad（聖職者裁判所）、Raad agama（宗教裁判所）と呼ばれる裁判所におけるシャリアの適用を認めていた（Djalil 2006, 16）。

しかし、1930年代に入ると、植民地行政官養成を担ったオランダ・ライデン大学を中心に台頭したアダット法（慣習法）学派は、東インドにおける慣習法の存在を重視し、シャリアの適用範囲を限定しようとした。特に、イスラム学者フルフローニエC. S. Hurgronjeは「イスラム法準則は、それが土着の慣習に受容された限りにおいて法的強制力を持つ」とする「受容理論」を唱え、イスラム婚姻法のみが東インド・ムスリム社会において慣習として受容されていると主張した。これを受けて、1937年法律第116号は、相続事件を宗教裁判所の管轄権から除外し、宗教にかかわらず原住民（inlanders）¹同士の事件を取り扱うランドラード（landraad）の管轄とした（Djalil 2006, 18-19）。

(2) 独立後から旧体制（1945年～1965年まで）

1942年から1945年までの日本軍政を経て、1945年8月17日にインドネシア共和国は独立を宣言し、その後、1949年ハーグ円卓会議により国際的な独立承認を得る。独立後の憲法は、新たに定めるまで既存の法令および制度を有効とすると定めていた。そのため、植民地期のシャリア裁判制度が独立インドネシアにおいても継続した。

1957年政府規則第45号は、植民地期から宗教裁判所の存在したジャワ島・マドゥラ島およびスラヴェシ島南部以外の地域にも宗教裁判所を設置することを定めた。これら新規の宗教裁判所は、

すべて *pengadilan agama* という名称となった。また、同規則第4条1項は、新規の宗教裁判所の管轄権について、家族関係だけでなく、相続・寄進²も含むと定めた。この結果、公式には家族関係だけを管轄する在来の宗教裁判所と、新規の宗教裁判所とのあいだで事項管轄権の相違が生じることとなった。

(3) 新体制 (1965年～1998年)

1965年の政変（9月30日事件）により権力を掌握し、第二代大統領となったスハルトは、世俗的統一国家を指向する国軍を権力基盤としていた。インドネシア独立直後からイスラム勢力による地方反乱（ダルル・イスラーム）が治安問題となっていたため、スハルト体制は、イスラムの政治的活動を厳しく弾圧する政策をとった。しかし他方で、1970年代中頃から政府はシャリアを国家法から排除するのではなく、むしろシャリアの要素を取り入れた一連の法令（婚姻法、宗教裁判所法、イスラム法集成）を制定した。これをCammack（1997）は次のように述べて、国家によるイスラムの取り込みであり、国家がシャリアの権威的解釈者となることを目指すものであったと指摘する：

「その背後には、25年間にわたるイスラム法に対する新体制政策の注目すべき継続性がある。1970年代には、政府内の有力者は、イスラム裁判所を弱体化または廃棄し、そしてイスラム教義を周縁化することが政治的に有利であると考えていた。1980年代終わりになると、変化した政治的文脈のため、イスラム法機関に対する体制の態度が変わり始めた。イスラム法の範囲を限定し、イスラム裁判所の権限をそぐのではなく、別の権力グループは、宗教裁判所に公民権を与え、イスラム教義を実行し始めた。公的なイスラムに対する政府の態度は一見すると逆転したが、インドネシア家族法に対する統制を獲得するという基本的目標は変わっていない。イスラムと対決するより利用するという政策により、政府はイスラム裁判所に対するより大きな影響力を主張し、明示的に、インドネシア・イスラム法伝統 *Indonesian Islamic legal tradition* の権威的解釈者としての地位を確立した。立法の権威をめぐってイスラムと争うよりも、政府はイスラム法を宣言する権限を手に入れようとした。イスラムを倒すよりも、体制はそれに乗っ取ることを決断した。」（Cammack 1997, 167-168）

そこで以下、これら三つの法令についてその内容と、国家・イスラム関係における意味について見てみる。

① 1974年婚姻法（1974年法律第1号）

1974年婚姻法第2条1項は「婚姻は当事者の宗教法に則って行われた場合に有効とする」と定める。この規定は特に、ムスリム間の婚姻がシャリアにしたがって行われることを意味しており、したがってシャリアが国家法の中に正式に位置づけられたことを意味している。ただし、婚姻法は同時に、宗教によらない政府への届け出（民事登録 *catatan sipil*）による婚姻も認めているし、また、シャリアに基づく離婚（特に男性からの一方的離婚宣言³）や複婚・一夫多妻は、裁判所

の承認を得なければならないことも定めている。

この法律について「多くのムスリムは、…インドネシア法としてのイスラム準則がはじめて公的に承認され、また、憎むべき受容理論の終わりとして歓迎した。より極端な見解によると、婚姻に関するイスラムの教義全体が国家法に移入されたと解釈」された一方で（Cammack 1997, 157）、むしろ、政府側は同法について逆の意味づけをしていた。すなわち「最高裁と宗教省は、イスラム教義よりも同法の実体規定を強調する全く違う婚姻法解釈を宣伝した。…この解釈によると婚姻要件としての登録および離婚・複婚に対する裁判所の承認を含め、インドネシア人ムスリムの婚姻法に、この法律は重要な変化をもたらした」ものである（Cammack 1997, 157）⁴。

②1989年宗教裁判所法（1989年法律第7号）

1975年司法権基本法は最高裁判所を頂点とする司法権の一部として宗教裁判系列を定めていたが⁵、宗教裁判所の組織および管轄について定める法律は1989年ようやく制定された。この宗教裁判所法は、シャリアを適用する宗教裁判所の管轄を拡大する一方で、これまで宗教的権威に帰属していた宗教裁判を国家の統制下へ置くためのさまざまな規定を含んでいた。

管轄権については、第49条1項が、すべての宗教裁判所は、婚姻に加えて、シャリアに基づき行われた相続、遺言および贈与、ならびに寄進wakafおよび慈善shadakahに関する紛争を管轄すると定めた。1957年政府規則第45号により新規に設置された宗教裁判所はすでにこの管轄権を有していたが、それ以前から存在する宗教裁判所については管轄権が法的に拡大したことを意味する。しかし、従来の宗教裁判所も法的な管轄権の有無にかかわらず、事実上、相続や宗教寄付行為に関する紛争に対して法的判断（fatwa）を与えていたのであって、第49条1項はその現状を追認したものである。

むしろ、同法一般注釈第二段で、相続事件に関しては当事者が宗教裁判所か通常裁判所を選択できることを認めたため、フォーラム・ショッピングの可能性を拡大したに過ぎないとも考えられる。

1989年宗教裁判所法の意義は、宗教裁判所において宗教的権威より国家が優位することを制度化したことにある。まず、宗教裁判所の財政・人事・事務を宗教省の管掌とし（第5条2項）、法技術的事項については最高裁判所が監督することを定めた（第5条1項）。裁判所の財政・人事を行政機関である宗教省が握ることについては、司法の独立との関係で議論のあるところではあるが、本稿の文脈において重要なのは、シャリアの最終的解釈が宗教的権威ではなく世俗機関である最高裁判所の権限となったことである。

また、同法第13条1項f号は宗教裁判所判事を公務員とすることを定める。この規定は、宗教裁判所裁判官に経済的安定と社会的地位の向上をもたらす一方で、宗教裁判所が宗教的機関ではなく、国家機関であることを明確にしている。

さらに、第13条1項g号は、宗教裁判所判事への任官要件として、シャリア学士号またはシャリア専攻の法学士号の所持を定めている。この規定は、従来、イスラム法学者教育で大きな役割を果たしてきた私立のイスラム寄宿学校（プサントレン pesantren）を弱体化し、国立イスラム学院（Institutusi Agama Islam Negeri）をイスラム法学者養成機関の中心に位置づけるものである。

③イスラム法集成 (Kompilasi Hukum Islam, KHI)

イスラム法集成は、イスラム婚姻法・相続法・寄進法のガイドラインとして、イスラム法学派のなかで特に東南アジアで影響力のあるシャーフイー学派の文献から成文化された規則集である (小林 2008, 247)。伝統的なシャリアの規則は、権威ある古典に対する注釈という形で構成されているが、イスラム法集成は通常の状態法のように、たとえば「第1編・婚姻法、第2章・婚姻の基礎、第4条(1)・・・」というように項目別に条項が構成されている。また、イスラム法集成の策定は、政府の公認するインドネシア・イスラム導師評議会 (Majelis Ulama Indonesia, MUI) が中心になって、国内の会議、研究会、そして各国調査 (モロッコ、トルコ、エジプト) を通じて行ったものである (Djalil 2006, 150)。これらの点から、イスラム法集成は特定のイスラム法学派ではなく、政府の権威を背景としたシャリアとしての性格が強い。

イスラム法集成それ自体は、法令とは異なり、公的機関ではないMUIが策定した非公式な規則集ではある。しかし、その後、1991年大統領命令第1号が、イスラム法集成を宗教裁判所へ配布すること、また裁判の指針とすることを定めた。

このような背景で編纂されたイスラム法集成については、Cammack (1997, 166-167) は、「法の諸原則は、個人と神の間の私的な問題と見なされてきた。結果として、それは国家の介入できない問題であった。しかし、集成の実施により、法の適用は、もはや個人の手に委ねられていない。…規則の権威はなお宗教に基づいているが、今や国家は宗教的伝統の権威的な解釈者となった。結果として、それはもはやイスラム法ではなく、身近な社会関係を規定するインドネシア・イスラム法である。かつては、国家法制定の障害だったが、イスラムは今や国家法制定の手段である」として、インドネシア国家がシャリアの領域を取り込んだことを強調する。また、小林 (2008) も、イスラム法集成が単にイスラム法の古典的な学説や解釈を集めたものではなくて、インドネシア宗教裁判所の司法プロセスで修正・統制された規則を含み、国家行政府の統制に従属していると指摘する。

(4) 改革期以降 (1998年～)

開発のために社会的・経済的資源を動員する開発主義を標榜するスハルト体制は、さまざまな社会制度に対する国家統制を強めることを特徴としており、裁判に対する政府の支配もその一部であった。そして、上述のようにイスラム勢力およびシャリアについても、国家統制を次第に強めてきた。また、スハルト体制が制定した1970年司法権基本法は、裁判所が法技術的事項については最高裁の監督に服するとしながらも、裁判所の人事、行政および予算については該当する行政省庁 (通常裁判および行政裁判系列の裁判所については司法省、宗教裁判系列については宗教省、軍事裁判系列については国防省) の管轄に服すると定めた。インドネシアのように広範囲に島々が散らばり、相互交通が困難で、都市部とそれ以外で生活水準が著しく異なる国では、裁判官人事異動は、裁判に対する政府介入の有効な手段であった。

しかし、1998年5月にスハルト大統領が辞任するとその状況にもさまざまな変化が生じた。

第一に、宗教裁判における行政と司法の分離問題である。スハルト体制において司法権が強力な行政権の専横を制限できなかったことへの批判から、スハルト大統領辞任を受け1998年11月に

招集された国民協議会特別会は、「国家の安全および正常化のための国家開発改革の基本に関する決定」(国民協議会決定1998年第10号)の中で、法分野における改革の一つとして、大統領に対して行政権からの司法権の分離を明確にすることを命じた。そして、1999年の司法権基本法改正法(1999年法律第35号)は、司法権の独立を強化するために、これまで行政省庁の管轄であった裁判官の人事、裁判所の予算および行政を最高裁判所の管轄に移管することを定めた。

しかし、宗教裁判所に関しては、インドネシア・イスラム導師評議会(MUI)が司法と行政の分離に反対した。MUIは、全国に15ある国立イスラム学院(Institut Agama Islam Negeri, IAIN, 現在は国立イスラム大学Universitas Islam Negeri, UIN)においてシャリア学士を修めた職員がほとんどを占める宗教省と宗教裁判所との密接な関係を、イスラム国家としてのインドネシアの象徴であると考えていたからである(Salim 2003, 216-217)。そのため、1999年司法権基本法改正法は、通常裁判系列、行政裁判系列および軍事裁判系列については5年以内の最高裁への移管を定めたのに対して(第11A条1項)、宗教裁判所については移管の期限を定めなかった(第11A条2項)。

第二に宗教裁判所の管轄権拡大についてである。2006年の宗教裁判所法改正法(2006年法律第3号)は、これまでの婚姻、シャリアに基づく財産事項(相続*waris*、遺言*wasiat*および贈与*hibah*)、シャリアに基づく寄付行為(寄進*wakaf*および慈善*shadaqah*)に加えて、収入に応じて一定の義務的割合の定めがある寄付である喜捨*zakat*と喜捨に追加する自発的出捐*infaq*、そしてシャリア経済行為⁶を宗教裁判所の事項管轄権として追加した(第49条)。

第三に、弁護士資格をシャリア学士にも認めることである。2003年に新たに制定された弁護士法(2003年法律第18号)は、法学部を修了した法学士に加えて、通常の法学部における近代法教育とは異なる教育課程のシャリア学士についても弁護士資格の取得を認めている(第2条1項)。これらは、改革後の選挙で議席を伸ばし、インドネシア法制度におけるシャリアの承認を求めるイスラム系政党の要求を受けたものである。しかし、宗教裁判所判事や、シャリア学士課程のみを修了したものは、一般的な法学教育を受けておらず、もっぱら家族法のみを扱ってきたため、複雑なイスラム経済行為を理解する能力については問題がある。

第四点として、地方政府レベルでのシャリアの拡大である。次に述べるアチェ州では特別法により、シャリアに基づく条例の制定、および民事だけでなく刑事事件でもシャリアを適用することが認められた。そして、南スラヴェシ州でも同様のシャリアに基づく地方統治の要求がある(Salim 2003, 223-224)。

3. アチェ州におけるシャリア

(1) アチェ州における内戦と和平

まず、アチェ州でシャリアに基づく統治が導入された背景について概観する。スマトラ島北端にあってマラッカ海峡の西の出口に位置するアチェは古くから東西貿易の拠点であり、東南アジアでもっとも早くイスラム化した地域である。特に1511年に同じイスラム王国であったマラッカがポルトガルによって陥落すると、アチェの重要性はさらに増加した。イスラム王国としてのアチェは17世紀、スルタン・イスカンドル・ムダの治世に最盛期を迎える。オランダ植民地支配に

対してもアチェは強く抵抗した（アチェ戦争1873～1914）。

しかし、インドネシアが独立すると中央政府がアチェ州の自主性を十分に尊重しないことへの不満や、天然資源の収益がアチェ州へ公平に分配されないことなどへの不満が募った。その結果、1979年、アチェ王族の末裔を名乗るハッサン・デイ・ティロを指導者として自由アチェ運動（Gerakan Aceh Merdeka, GAM）が結成され、インドネシアからのアチェの分離独立を宣言した。自由アチェ運動の武力抵抗はまもなく鎮圧されるが、ハッサン・デイ・ティロを含む指導部はスウェーデンに亡命した。そして、1980年代に入ると再び武力活動を再開し、1990年代には自由アチェ運動とインドネシア国軍による激しい内戦状態となった。

スハルト大統領辞任後にインドネシア政府はアチェ内戦の收拾を模索し、アチェ州の自治拡大を認めるアチェ特別管理法（1999年法律第44号）を制定した。また1999年10月に、スイスの国際NGOであるアンリ・デュナン・センターの仲介で休戦交渉が行われた。2000年7月の暫定的な停戦合意は失敗したものの、2002年12月に「敵対行為停止合意」（Cessation of Hostilities Agreement, COHA）が結ばれた。しかし、自由アチェ運動が分離独立要求を取り下げなかったため、2003年5月東京での交渉が決裂し、インドネシア国軍とのあいだで戦闘が再開した（Aspinall and Crouch 2003）。

2004年12月に発生したインド洋大地震による津波は、アチェ州の広範囲に壊滅的な打撃を与えた。この災害により多くの拠点が被害を受けた自由アチェ運動は2005年に一方的に戦闘停止を宣言した。その後、自由アチェ運動とインドネシア政府は、フィンランドやASEANの仲介で再び和平交渉を開始した。そして、2005年8月に両者は和平に関するヘルシンキ覚書（Helsinki MoU）に合意した。ヘルシンキ覚書に基づく和平は成功し、その後、インドネシア政府は覚書に基づき、アチェ統治法（2006年法律11号）を制定し、また同じく覚書に基づき行われたアチェ州首長選挙には自由アチェ運動も政党として参加した。

（2）アチェ問題解決におけるシャリアの取り扱い：中央政府のアプローチ

アチェ問題の收拾に当たって、アチェ州におけるイスラム、とりわけシャリアの取り扱いが重要な問題であり、インドネシア政府は内戦收拾の手段としてアチェにおけるシャリア法廷の設置を認めた。しかし、シャリアの適用をアチェ州でどの程度まで認めるかについて、中央政府とアチェ州政府とのあいだには食い違いがあった。中央政府は、アチェ州のシャリア法廷を「インドネシア国家法制度の一部であり、既存の宗教裁判所の修正版」（Ichwan 2007, 197）と考えていた。すなわち、「中央政府にとって、シャリアは、基本的に裁判所の名称を変える問題」（Ichwan 2007, 201）であった。しかし、アチェ州政府とアチェの宗教指導者は、中央政府がシャリア法廷を認めたことを全く違う意味として考えていた。すなわち、「彼らにとっては、単なる用語上の変更ではなく、重要な新しい権限の追加を含むもの」（Ichwan 2007, 201）であった。中央政府がシャリアを、自由アチェ運動側の妥協を引き出し、アチェを統一インドネシア国家にとどめる手段—「宗教アプローチ」（Ichwan 2007, 194）—と見なしていたのに対して⁷、アチェ側は、シャリアをイスラムに基づくアチェの社会生活すべてを規制する規範—「包括的シャリアsyariat Islam yang kaffa」（Ichwan 2007, 203）—であると考えていた。

そこで、まず中央政府がアチェに認めようとしていたシャリアについて、中央政府の法令および、中央政府とアチェとの合意について見たあと、アチェ州地方条例におけるシャリアについて考察する。

アチェ内戦の收拾に着手するために制定された1999年アチェ特別管理法（1999年法律第44号）では、アチェ州におけるシャリア適用は次のように抽象的な言及にとどまっていた：

前文「c. 社会、民族および国家生活において、敬虔で、慣習を強く維持し、ウラマーを尊重するアチェ市民の生活は、教育の発展とともに維持・発展させられる必要がある」

4条「(1) 地方における宗教生活の実行は、市民生活においてイスラムを信仰するものがシャリアを実践することで実現する。」

5条「(1) 地方は、宗教機関を設置し、または、それぞれの地位に応じた名称で、既存の宗教機関を承認する。」

アチェ州におけるシャリア法廷の設置、すなわち裁判規範としてのシャリアの適用を明確に認めたのは2001年のアチェ特別自治法（2001年法律第18号）である。アチェ特別自治法は、アチェ州に対してより高度な自治を認める法律である。州の名称をこれまでの「アチェ特別州」から、イスラム的な意味合いの強い「ナングロ・アチェ・ダルサラム州⁸」へ変更することを定めるのも象徴的である。

シャリア法廷については同法25条1項が「いかなる介入も受けないシャリア法廷が、国家司法制度の一部としてナングロ・アチェ・ダルサラム州におけるイスラム・シャリア裁判を行う」と定める。そして、シャリア法廷の権限については、国家法制度におけるシャリアに基づきアチェ州地方条例で定めると規定する（第25条2項）。ここでは、シャリア法廷およびシャリアに対して国家法が優位することを強調しながらも、アチェ州がシャリアの適用範囲を決定することを認めている。

ただし、第1項が定めるように、シャリア法廷はなお国家司法制度の一部であり、したがって第26条2項は「シャリア法廷の破棄審は、インドネシア最高裁が行う」と定め、またシャリア法廷裁判官の任免についても第26条3項は「シャリア法廷裁判官の任命および罷免は、アチェ州知事および最高裁判所長官に諮問の後、司法大臣の提案により国家元首である大統領が行う」と定める。

アチェ州シャリア法廷に関する2003年大統領決定第11号は、アチェ州特別自治法に定められたシャリア法廷についてさらに規定するものである。同決定は、これまで他地域と同様にムスリム家族法・相続法を管轄していた宗教裁判所を、シャリア法廷Mahkamah Syariahに改組することを定める（第1条）。そして、シャリア法廷の事項管轄については、既存の宗教裁判所の管轄に加えて「地方条例に定める礼拝およびイスラム表象に関わる社会生活」に関する事項を加えることを定めた（第3条1項）。この規定では、礼拝やイスラム的道徳に反する行為を、地方条例によりシャリア法廷の管轄とできることを示唆しているが、イスラム刑法については言及していない。

2000年の停戦合意失敗後に、再度和平を実現するため2005年に締結されたヘルシンキ覚書は、前の停戦合意とは異なり和平後のアチェ州統治方法についても具体的に定めている。司法制度についての項目1.1.2aは、アチェ州は外交、防衛、国家治安、通貨・財政、宗教の自由と公正に関する事項を除き、「民政および司法行政に関するすべての公的事項についての権限」を行使すると定め、司法制度について定める州政府の権限を認めた。

2006年アチェ統治法（2006年法律第11号）は、ヘルシンキ覚書を実行するために制定された法律である。同法第125条はシャリアの範囲を「礼拝ibadah、家族法ahwal alsyakhshiyah、民事法muamalah、刑事法jinayah、裁判qadha'、教育tarbiyah、宣教dakwah、信仰syiar、イスラム擁護」（第125条2項）および州条例で定める事項（第125条3項）と定めた。同条は、シャリアが刑法にも及ぶことを国家法として初めて規定している。第128条3項もシャリア法廷の管轄権は、これまでの家族法に加えて、民事法および刑事法を含むと定める。

このほかに、アチェ統治法はシャリアに基づく犯罪捜査は、警察に加えて文民捜査官が行うことができる（第133条）。さらに、宗教指導者組織であるイスラム導師評議会が、地方議会に対してシャリアの解釈に基づく勧告（ファトワ）を出す権限も定める（第139条および第140条）。これらの規定は、後述のようにアチェにおいて行政機関職員がシャリア違反を取り締まる根拠となる。

(3) アチェ州政府のシャリア法廷に関する条例

中央政府は、アチェ州におけるシャリアの適用を認めながらも、国家法制度の一部にとどめることを企図していた。しかし、アチェ州は地方条例⁹を定めることにより、中央政府の法律が予定していない範囲にもシャリアを拡大してきている。

2000年に制定されたシャリアの実施に関するアチェ州条例2000年第5号は、日常生活におけるイスラム教義の実践について定めており、そのうちのいくつかについては、違反した場合に3ヶ月以下の禁固または200万ルピア以下の罰金とすることを定めている（第19条1項）。そして、この条例の定めるイスラム教義の実践について管理および監視する機関として、wilayatul hisbahという機関の設置を地方政府に命じている。

2000年アチェ州条例第5号の定めるイスラム教義の実践のうち、違反に対して刑罰が科せられるのは下表の通りである：

条 項	内 容
4条1項	ムスリムは、日常生活において秩序良く、かつ完全に、シャリアのすべてに従い、実践する（mengamalkan/menjalankan）義務を負う。
4条3項	アチェ特別州に居住し、または滞在する、すべてのインドネシア国民あるいはすべてのものは、シャリアの実施を尊重する義務を負う。
5条1項	宗教生活の分野におけるアチェの特別性を実現するために、本州に居住する個人または法人は、その生活においてシャリアの実施を尊重する義務を負う。
8条2項	ムスリムは、礼拝を行うため一定時間すべての活動を中断・中止する義務を負う。
8条4項	イスラム以外の信仰を持つものは、ムスリムの礼拝を行うための静穏および謙遜kekhusyuanを阻害する活動・行為を行ってはならない。

11条3項	<p>本州に居住する個人または法人は、社会関係における礼儀、礼節および規律の価値を守り、ならびにそれにしたがう義務を負う。</p> <p>逐条注釈¹⁰： 礼儀、礼節および規律の価値を持つ活動には以下のものを含む： a. 話し方および会話の仕方、b. 服装、c. 交友、d. 舞台、e. 試合、f. 舞踊、 g. スポーツ 上述の活動は、できる限りイスラム的に、かつイスラム法に反しないように行う。</p>
15条3項	<p>ムスリム男女は、家庭生活および社会生活において、イスラム教義の定めにしたがった服装をする義務を負う。</p>

同条例は、内面的信仰だけでなく、人的交流や服装など社会的活動についてもシャリヤによる規制を及ぼすことを目的としている。さらに、第4条1項が包括的な規定として、イスラム教義に基づく行動規範を広範囲に適用することを可能としている。また、この条例は、ムスリムに対してだけでなく、非ムスリムに対してもシャリヤの尊重を義務づけ、特に経済活動がイスラム教義を遵守することを要求している。このように、アチェ州社会がイスラム教義に基づく宗教的社会であることを定めている。

次に、2001年アチェ特別自治法を受けて制定されたシャリヤ裁判に関するアチェ州条例2002年第10号は、シャリヤ法廷の管轄権について詳細に定める。

この条例の前文は、インドネシア独立直後に、アチェ州ではすでにムスリム間の法律事件について絶対的管轄権を有するシャリヤ法廷が設置されていたことを示し、その後の変遷の歴史を詳細に述べている。それによると、独立戦争中の1946年にシャリヤに関する絶対的管轄権を有するシャリヤ法廷が設置され、当時のアチェ州議会が1947年にこのシャリヤ法廷を正式に承認した。そして、独立戦争後の1951年緊急法律第1号もアチェ州におけるシャリヤ法廷について定めていた。しかし、1970年法律第14号により、シャリヤ法廷は宗教省所管の宗教裁判所の一部となり、1989年宗教裁判所法（1989年法律第7号）で名称も宗教裁判所となった。しかし、2001年アチェ特別自治法がシャリヤ法廷を認めたことにより、地方条例で定めるすべてのシャリヤについて絶対的管轄権を有するシャリヤ法廷が再度設置された。このように、アチェ州条例2002年第10号は、アチェにおいて広い管轄権を有するシャリヤ法廷が長い歴史を持つものであり、現在のシャリヤ法廷はその復活であることを強調している。

同条例によると、シャリヤ法廷の管轄となるのは、(a) イスラム民事法、(b) イスラム金融法、そして (c) イスラム刑法である（第49条）。それぞれの法分野に含まれる法律問題について第49条注釈は以下のように規定している¹¹。

まず、イスラム民事法については、婚姻および相続が該当する。これは1989年宗教裁判所法第49条が定める宗教裁判所事項管轄権から寄進、慈善および贈与を除いたものである。寄進、慈善および贈与は次のイスラム金融法に該当する法律問題に含まれる。

次に、イスラム金融法はシャリヤに基づき行われる以下の法律行為を含むものである：

- 売買、債権債務
- 投資qiradh
- 農産物の分割（小作musaqah、muzara'ah、mukhabarah）

- 代理wakilah (kuasa)、業務提携syirkah (perkongasian)
- 無利子貸借ariyah (pinjam meminjam)、差押harju (penyitaan harta)、優先買い受け権syufah (hak langgeh)、質権rahnū (gadai)
- 開墾ihya'u al-mawat (pembukaan tanah)、鉱業権ma'adin (tambang)、拾得luqathah (barang temuan)
- 銀行、リースijarah (sewa menyewa)、保険takaful
- 労務
- 盗品harta rampasan
- 寄進waqaf、贈与hibah、慈善sadaqah、贈答hadiah

既存の宗教裁判所が、ごく狭い宗教的な財物のやりとり（寄進、贈与、慈善など）にのみ事項管轄権を有していたのに対して、2002年地方条例第10号は、法律行為がシャリアに基づき行われている限りにおいて、非常に広い経済活動をシャリア法廷の管轄権に含めている。シャリア金融は、2006年改正宗教裁判所法においてインドネシア全国の宗教裁判所においても事項管轄権に含まれることになった。

最後に、イスラム刑法については、同条注釈は下される刑罰の種類によって、神の法に反した行為として石打・鞭打ちなど「クルアーンに定められた刑罰が下される行為hudud」、「同害報復による処罰対象となる行為qishash/diat¹²」、および、それ以外のシャリア違反行為であって「裁判官の裁量により刑罰を定める行為tazir」に分類している。

hududに該当する行為としては、不貞zina、不貞の誣告qadhaf、窃盗、強盗、アルコールおよび違法薬物の摂取、背信mutrad、謀反pembrontakan (bughat)がある。qishash/ diatに該当する行為は、殺人および傷害である。そして、ta'zirに該当する行為は、賭博、不純異性交遊khalwatならびに礼拝・断食の義務を怠ることである。

hududは石打刑や鞭打ち刑という、近代法においては残虐と見なされる刑罰であり、しばしばイスラム社会の後進性の象徴とも見なされる。これらの刑罰はインドネシア刑法では認められていない¹³。国の刑法で認められていない刑罰を、地方条例で定めていることは、シャリアを国家法制度の一部に位置づけようとするインドネシア政府の意図と、アチェ州政府の意図が食い違っていることを示している。

アチェ州におけるシャリアを国家法に優位すると捉える意図は第57条でさらに明確となる。シャリア法廷の最終審は最高裁判所であるが、同条例第57条は、5年以内に最高裁判所がアチェ州に特別法室を設置することを求めている。

シャリアにより国家法の範囲を超えた規制をしようとする意図は、続く2002年地方条例第11号でも明らかである。2002年地方条例第11号は「イスラムの信仰、礼拝および信仰実践の遂行」に関する条例であり、インドネシア国家法では規制対象とならない信仰行為やイスラム的道德について一定の規制を課すことを定めている。

同条例11号第2条はその目的として、(a) 健全な教義に導かれた個人および社会の敬虔さを育成・保護し、(b) 礼拝に関する理解と実践を向上させ、またそのための施設を提供し、(c) イスラム的な環境を創造するための活動を活性化し拡大すること、を掲げる。

同条例の定める信仰、礼拝および信仰実践の遂行は下表の通りであるが、そのうちのいくつかは違反に対する罰則も定めている（網掛け部分）：

分野	内容	条文	罰則
信仰	ムスリムの信仰を指導・育成し、異端的教理・教派からの影響を監視する政府の義務	4条1項	
	子供・成員に信仰を与える家族・両親の義務	4条2項	
	異端的教理・教派から信仰を守る個人の義務	5条1項	
	異端的教理・教派の宣教の禁止 異端の意味はイスラム導師評議会のファトワにより定める（6条）	5条2項	2年以下の懲役・12回以下のむち打ち刑（20条1項）
	信仰離脱およびイスラム侮辱の禁止	5条3項	条例で刑罰を定める（20条2項）
礼拝奨励	礼拝のための設備・環境を整える政府・社会組織の義務	7条1項	
	子供・家族構成員に礼拝をさせる家族・両親の義務	7条2項	
義務的礼拝	義務免除理由のないムスリムが礼拝を行う義務	8条1項	3回以上金曜礼拝を行わない場合、3回以下のむち打ち刑（21条1項）
	金曜礼拝を妨害する活動を停止する個人、政府、事業所および社会組織の義務	8条2項	
礼拝所・礼拝への便宜	集団礼拝設備を整える政府機関、教育機関、事業所の義務（事業許可取消）	9条1項	
	集団礼拝・宗教活動により礼拝所を活性化させる村長の義務	9条2項	
	公共交通機関事業者が、乗客の義務的礼拝を行うための機会と設備を整える義務。	9条3項	事業許可取消（21条2項）
断食	個人または事業所が義務免除理由のないムスリムがラマダン月に断食をしないような便宜・機会を供することの禁止	10条1項	1年以下の懲役、6回以下のむち打ち刑、または事業許可取消（22条1項）
	義務免除理由のないムスリムのラマダン月の日中における公共の場所での飲食の禁止	10条2項	4ヶ月以下の懲役、2回以下のむち打ち刑（22条2項）
	ラマダン月中の自発的集団礼拝tarawihおよび善行の推奨	10条3項	
	自発的集団礼拝を阻害する活動の禁止	10条4項	
非イスラム教徒の義務	アチェ州にいるすべてのものは礼拝活動を尊重する義務を負う。	11条	
政府とイスラム信仰	イスラム祝日の記念行事、アルファベットにアラビア文字表記のインドネシア語を併記する、政府・民間機関でイスラム暦と西暦を用いる、公文書には必ず西暦・イスラム暦を併記する。	12条	
服装	ムスリムがイスラム的服装をする義務	13条1項	シャリア警察による警告および指導（23条）
	政府機関、教育機関、事業所、社会組織の長が、その機関においてイスラム的服装を勧める義務	13条2項	

2002年地方条例第11号においても一つ重要な規定は、シャリア違反を取り締まるための組織Wilayatul Hisbahに関する規定である。それによると、Wilayatul Hisbahは州およびその下の県・市に設置するものとし（第14条1項）、また必要な場合、村、行政村、郡、そのほかの地域にも設置できる（第14条2項）。Wilayatul Hisbahの目的は、同条例、すなわち信仰・礼拝・信仰実践の実行を監視することであり（第14条1項）、その権限としては、条例違反行為を発見した場合に違反者に対して注意・説得を行うこと（第14条3項）、また違反者が注意・説得に従わない場合、その者を捜査官に引き渡すことである（第14条4項）。Wilayatul Hisbahから違反者の引き渡しを受けた場合、捜査官はWilayatul Hisbahからの報告を受け、その後、初動捜査、押収、指紋採取・写真撮影、聴取のための違反者の呼び出し、専門家への鑑定依頼を行い、また嫌疑不十分の場合には捜査を中止することもできる（第15条3項）。

この規定からも明らかのようにWilayatul Hisbahの権限はイスラム的道德の監視と注意・説得だけであり、身体拘束などの強制行為は認められていない。しかし、実際にはWilayatul Hisbahは注意・説得の範囲を超えて、その事務所（シャリア局Dinas Syariah）に違反者を拘禁するケースもある。たとえば、Wilmot (2008, 77) はWilayatul Hisbahについて「International Crisis Groupは、『安易に採用され、規律に乏しく、ろくに監督されていない、法的権力よりも道徳的感情によって特徴付けられる勢力』と述べている。彼らは、自身の役割について適切に理解しておらず、いかなる警察権力も有さず、逮捕を行うこともできないという事実にもかかわらず、『勧告』のために人びとを事務所にしばしば連行している」と指摘している。

以上のように、アチェ州条例は中央政府が一連の法令によってアチェ州に認めた「国家法の一部としてのシャリア」を超えて、住民の生活の全側面におけるシャリアの適用を目指している。そこで最後に、このアチェ州政府とインドネシア中央政府のシャリア適用に関する考え方の相違、またアチェ州におけるシャリア適用の意味について考察する。

3. シャリア適用をめぐる中央政府とアチェ州の相違

インドネシア政府がアチェ州におけるシャリアの適用を認めたのは、自由アチェ運動との内戦を収拾することが目的であった。しかし、アチェ州における内戦の原因を敬虔なアチェ人ムスリムと世俗的な中央政府との対立として単純にとらえることはできない。アチェ州には伝統的にアチェ王国貴族である支配階級uleëbalangと、農村部に影響力を持つイスラム指導者ulamaの対立が存在した。オランダは、アチェ戦争後にイスラム勢力を押さえ込むためにuleëbalangの権限を強化している（Lev 1973, 9）。日本軍政下においては、日本軍はインドネシア統治を安定させるのに必要なイスラム勢力の支持を獲得するため、二つの勢力のバランスをとろうとした¹⁴。しかし、このことはuleëbalangとイスラム勢力との対立を悪化させ、結果としてアチェ社会の権力の分断を招いた。そして、日本軍の降伏後、アチェのイスラム政治組織PUSA（全アチェ・イスラム導師連合Persatuan Ulamā Seluruh Aceh）が中心となって、多くのuleëbalangの一族を虐殺する事態も発生した（Lev 1973, 11）。

自由アチェ運動の創立者のハッサン・デイ・ティロはuleëbalangの末裔であることを主張して

いる。このように、自由アチェ運動はイスラム主義に基づく分離運動と言うよりは、ジャワ人を中心とする中央政府によるアチェ統治や石油ガス資源の利権独占に対して、アチェ王国の伝統的な支配階級

インドネシア政府は、アチェにおける「社会不安」や「武装分離運動」に対処する便宜として、シャリアの適用を認めた (Ichwan 2007, 194)¹⁵。これは、かつてアチェ戦争のさなかに、東インド全域支配を目指すオランダ軍がアチェ王国の首都バンダアチェに巨大モスクを設立しイスラム組織の懐柔を試みたことと重なる。そのため、中央政府は「シャリア法廷を、インドネシア国家法制度の一部であり、既存の宗教裁判所の修正版」(Ichwan 2007, 197)、すなわち若干の管轄権の拡大を認めたとしても、あくまで宗教裁判所の名称を変更する程度のものと考えていた。

しかし、敬虔なムスリムが多くを占めるアチェ州にとってのシャリアは、家族関係など狭い範囲に限定されたものではなく、個人の内心や信仰に基づく家族生活を超越して、社会全体を規定する規範としての意味を有している。また、内戦中、中央政府から派遣される行政官によって権威が奪われていたイスラム指導者にとって、シャリアは権威回復の重要な手段でもあった。そのため、アチェ州の地方条例は、シャリアによる規制を外面的な礼拝行為の強制や服装、社会行動（男女交際、イベントなど）にも拡大し、また、インドネシア国家法の認めていない刑罰の適用を定めていることは上述の通りである。

シャリアの適用が拡大する段階について、Ichwan (2007, 211) はPrice (2002, 216) を引用し次のようなレベルを紹介している：

- 第一段階 婚姻・離婚などの個人の身分に関する事項への適用
- 第二段階 銀行・商業など経済事項への適用
- 第三段階 宗教実践（衣服、酒類、反イスラム的行為）の規則化
- 第四段階 シャリア刑法およびシャリア刑法に基づく刑罰の適用
- 第五段階 統治の指針としてイスラムの利用

第五段階はすでにイスラム国家と呼べる段階であり、イランなどが該当する。Ichwan (2007) によれば、インドネシア全域では第二段階にあり、一部地域では第三段階に達している¹⁶。そして、アチェ州は第三段階にあり、部分的には第四段階を含んでいる。ただし、アチェ州におけるイスラム刑法が適用される事例はまだ少数であり¹⁷、またイスラム法に基づく刑罰も比較的軽い刑罰にとどまっている。コーランには石打刑や切断刑も定められているが、アチェ州の条例はそのような刑罰は定めていない¹⁸。その理由としては、国家法との過度な抵触の防止、残虐刑と見なされることでイスラムへの悪印象を与えることの回避、人権への配慮などがある。

アチェ州政府がシャリアの適用を拡大することについて、アチェ州内部においても批判はある。

一つは、シャリアが政治的に利用されているという批判である。すでに述べたようにアチェ内戦に関する交渉過程で、中央政府がアチェ州にシャリアの適用を認めたことは、自由アチェ運動の要求する分離独立を回避し、アチェ州を統一インドネシアの枠内にとどめることが目的であった。これについてLindsey and Hooker (2007) は「アチェ人の多くは、シャリアが武力紛

争による不満と直接関係あるものとは考えていない。…新しい法制度により、限られているとは言え幅広いシャリアの実施を認めることは、地方自治をアチェ人にとってより口当たりのよいものにし、完全独立の要求をかわすためのジャカルタの政治的道具として見なされうる」としている。また武力紛争後に政界に進出したイスラム指導者にとっては、厳格なシャリアの適用を訴えることが、その政治的資源となっている側面もある (Salim 2003, 226)。官僚組織の利権も絡む。シャリア適用を認めるアチェの特別統治において新たな官僚組織として設立されたのがシャリア局Dinas Syariahである。また、シャリア違反行為を監視するWilayatul Hisabahはシャリア局に所属している。シャリア局およびWilayatul Hisabahのポストは、国立イスラム大学のシャリア学士に配分されている。シャリア学士の就職先は、ほとんどそのようなポストに限定されていることから、シャリア適用のための機関は強固な利権となっている (Wilmot 2008, 78)。

もう一つは、アチェで適用されるシャリアが「偏狭で、保守的かつ限定されたイスラム解釈の上に立っている」ために、イスラムに関するより近代的理解が排除されてしまっていることである (Wilmot 2008, 76)。アチェにおけるより穏健的・世俗的なムスリムは、シャリアは、特に刑事法に関してインドネシア憲法に違反すると主張している (Wilmot 2008, 78)。特に、シャリアに基づく条例が女性差別的であると考えられている。2005年の国際女性デー(3月9日)には、1000人のアチェ人が、シャリア適用の責任者は不公正に女性を標的にしているとして抗議のデモを行った (Wilmot 2008, 78)。

4. おわりに

本稿では、インドネシアにおけるイスラム法、シャリアの問題について地域主義と国家統一の緊張関係、また世俗的国家原則との緊張関係が存在することを指摘した上で、インドネシアがシャリアをどのように国家法制度に位置づけてきたのかを検討した。また、実際に急進的なシャリアが適用されているアチェ州に焦点を当て、そのような緊張関係の具体的な状況を検討した。

インドネシアは、植民地期から独立後までイスラムを個人的信仰や家族問題のレベルに限定する政策をとってきた。1970年代からの変化は、国がイスラムに対するヘゲモニーを確立し、いわばインドネシア国家による(普遍的な宗教法ではない)インドネシア・イスラム法の実現を意図したものである。その意味では、一貫して国家を宗教に優位させる政策であった。

権威主義体制が終わる1998年以降、政治活動の自由化によりイスラム政党が議席を伸ばし、国家法におけるシャリアの拡大を図った。しかし、その変化はごく限られたものであり、インドネシア政府は世俗国家としての位置づけを変えていない¹⁹。

アチェ州においても中央政府は世俗国家原則・単一国家原則に基づくシャリアの限定的実施を意図した。しかし、アチェ州条例は国家法が予定する以上のシャリアの適用、すなわち社会生活全体を規律するシャリアの適用を定めている。

その背景には、他地域に比べきわめて敬虔なイスラム社会や内戦での中央政府への不信がある。しかし、アチェ内部においてもシャリアの政治化・政治的利用への批判、より穏健なムスリムに

よる厳格なシャリアへの反発が起きている。これは、先に示した単一国家対地域主義、宗教国家对世俗国家という緊張関係がアチェにおいても存在することを示している。

〔引用文献〕

- ・ Aspinall, Edward, and Harold A Crouch. 2003. *The Aceh peace process : why it failed*. Washington : the East-West Center Washington.
- ・ Cammack, Mark. 1997. "Indonesia's 1989 Religious Judicature Act : Islamization of Indonesia or Indonesianization of Islam?" *Indonesia* (63) : 143-168.
- ・ Djailil, A.B. 2006. *Peradilan Agama di Indonesia : Gemuruhnya Politik Hukum (Hukum Islam, Hukum Barat, Hukum Adat) dalam Rentang Sejarah bersama Pasang Surut Lembaga Peradilan Agama hingga Lahirnya Peradilan Syariah Islam Aceh*. Kencana.
- ・ Ichwan, Moch. Nur. 2007. "The Politics of Shari'atization : Central Governmental and Regional Discourses of Shari'a Implementation in Aceh." In *Islamic Law in Contemporary Indonesia : Ideas and Institutions*, edited by R. Michael Feener and Mark E. Cammack, 193-215. Harvard University Press.
- ・ Lev, Daniel S. 1973. "Judicial Unification in Post-Colonial Indonesia." *Indonesia* (16) : 1-37.
- ・ Lindsey, Tim, and Michael Barry Hooker. 2007. "Shari'a Revival in Aceh." In *Islamic Law in Contemporary Indonesia : Ideas and Institutions*, edited by R. Michael Feener and Mark E. Cammack, 216-254. Harvard University Press.
- ・ Massier, Ab. 2008. *The Voice of the Law in Transition : Indonesian Jurists and Their Languages, 1915-2000*. Leiden : KITLV.
- ・ Price, Daniel. 2002. "Islam and Human Rights: A case of Deceptive First Appearances." *Journal for the Scientific Study of Religion* (40) : 213-225.
- ・ Salim, Arskal. 2003. "Epilogue: Shari'a in Indonesia's Current Transition: An Update." In *Shari'a and Politics in Modern Indonesia*, edited by Arskal Salim and Azyumardi Azra, 212-232. Singapore : ISEAS.
- ・ Wilmot, Fadlullah. 2008. "Shari'ah in Aceh : Panacea or blight?" *Accord* (20) : 76-89.
- ・ Zuboidi, Hayatullah. 2013. *Mahkamah Syar'iyah Aceh Tangani 5.676 Perkara pada Tahun 2011*. The Globe Journal 2011 [cited 25 May 2013]. Available from <http://theglobejournal.com/hukum/mahkamah-syar'iyah-aceh-tangani-5676-perkara--pada-tahun-2011/index.php>. (Accessed on February 12, 2014)
- ・ 小林寧子. 2008. 『インドネシア展開するイスラーム』名古屋大学出版会.
- ・ 島田弦. 2009. 「インドネシア」鮎京正訓編 『アジア法ガイドブック』 130-155頁. 名古屋大学出版会.
- ・ 両角吉晃. 2004. 「イスラーム法」北村一郎編 『アクセスガイド外国法』 433-470頁. 東京大学出版会.

注

- (1) Inlanderの訳語として原住民を用いるのは、それが現在においては差別的意味を含みうることを十分に認識した上である。Massier (2008, 79) は、原住民という語について次のように述べる「原住民と訳されるオランダ語Inlanderは、現在、侮蔑的な意味を有している。植民地期には、それは日常生活においても、公的な意味においても蘭領東インドに土着の住民を表すのに全く普通のものであった。この用語は、立法においては、"uitlander" (外部者) または"buitenlander" (外国人) から区別するために用いられ、オランダの法的文脈でも、つまりオランダ人を表すために用いられた。」
- (2) 家族関係に該当するものとして、結婚nikah、宣言離婚thalaq、復縁rudju、裁判離婚fasach、夫の扶養義務nafakah、婚資maskawin (mahar)、住居tempat kediaman (maskan)、有期婚mut'ah、監護権hadhanah。相続・寄進関係に該当するものとして、相続perkara waris-mal-warils、寄進waqaf、贈与hibah、慈善sadaqah、寄進財団baitul mal。
- (3) 男性からの一方的離婚宣言であるタラーク離婚について、婚姻法草案ではこれを廃止することになっていた。しかし、タラーク離婚廃止にはイスラム組織から強い反対があったため、成立した婚姻法では、婚姻終了原因として「死亡、離婚または裁判所の決定」と定め、裁判所がタラーク離婚を追認できる可能性を残した。実質的にタラーク離婚が維持されたが、他方、裁判所規則によりタラーク宣言についてさまざまな制限を加えることが可能になった (Cammack 1997, 162-163)。
- (4) 小林は、同法が婚姻適齢を設定していることは出生率抑制策と関連があること、また同法が性的役割分業を行う家族像を想定していることを指摘し、宗教領域だけでなく、本来プライベートな問題とされてきた家族分野までもを国家の管理下に置こうとするものであり、「『開発と政治的安定』を最優先したスハルト体制の社会建設における家族の理念、社会統制の目的がきわめて明確な法律」であるとも指摘する (小林 2008, 239)。
- (5) インドネシアの司法制度については、島田 (2009) を参照。
- (6) 同法注釈によると、宗教裁判所が管轄するシャリア経済行為はイスラム金融に限定されず、その他の経済行為も含むものである。具体的にはシャリア銀行、シャリア保険・再保険、シャリア信託基金、シャリア債券・中期有価証券、シャリア抵当、シャリア決済、シャリア質権、シャリア金融年金、シャリアビジネス、シャリアマイクロ金融である。
- (7) 「宗教アプローチpendakatan agama」という用語は「アチェ問題の迅速な解決のための包括的取り組み」に関する2002年大統領命令第1号で用いられている。同決定前文は「自由アチェ運動は、単一国家であるインドネシア共和国の主権と領土保全に対する脅威であり、また法的には国家の安全に対する犯罪である」と明記し、そして本文第4条 f 号は「インドネシア共和国の統一は、宗教アプローチを通じて行う」と定める。
- (8) 本稿では煩雑さを避けるために「アチェ州」の名称を用いる。
- (9) アチェ州の地方条例はカヌンQanunという名称である。カヌンはアラビア語で「法律」を意味している。アチェ州はシャリアを法源とする条例制定が認められているので、カヌンの中にはシャリアを内容とするものもあるが、単に一般行政規則を内容とするものもある。インドネシアの他地域では、地方条例はperaturan daerahという名称である。本稿では、単に「条例」という用語を用いる。
- (10) インドネシアの法令の多くは、注釈penjelasanという文書が付属している。注釈は法律の一部として同時

- に公布される。ただし、法律は官報に掲載され公布されるが、注釈は官報補遺という別の刊行物に掲載される。注釈は一般注釈と逐条注釈の部分に分かれる。一般注釈は、法令の趣旨などを詳しく述べる。逐条注釈は各条項の趣旨および解釈基準などを述べている。注釈は本文に準じて裁判規範として扱われている。
- (11) なお、シャリア法廷の事項管轄権は、地方条例によってさらに拡大することが可能である（第51条）。
- (12) qishashは、いわゆる「目には目を」の刑罰を科すものであり、diatは「血の賠償blood money」と呼ばれ被害者の遺族に対する賠償金の支払いを課すものである。
- (13) インドネシア刑法典の定める刑罰（第10条）は、主刑として死刑、懲役刑、禁固刑、罰金刑および軟禁刑pidana tutupanである（第10条a号）。また付加刑として、一定の権利の剥奪、没収、判決の公開（第10条b号）がある。軟禁刑は、1946年法律第20号により追加された主刑で、「懲役刑に該当するが、尊重すべき動機によりやむなく行われた犯罪」（第2条1項）に対する刑罰であり、軟禁施設においては食事、服装、その他の待遇で刑務所よりも優遇される（1948年政府規則第8号）。
- (14) 「支配階級が占領政府に協力する意図を示したあとでも、当然にイスラムの協力は必要であった。このことは、アチェのように、イスラム組織が当初占領を支持した地域では特に当てはまる。結果的に、日本は伝統的権威と、それに反対するイスラム勢力とのバランスゲームを演じた。前者はしばしば弱められながらも権力を維持した。他方、後者はある程度の援助と組織上の有利な扱いを与えられた。」（Lev 1973, 9）
- たとえば、日本軍はアチェの主要なイスラム政治組織であるPUSAに下級裁判所（区法院、オランダ統治下ではdistrictgerechten）の判事職を与えた（Lev 1973, 10）。
- (15) Ichwan（2007, 194）は「（GAMは、－引用者）活動基盤またはイデオロギー的動機として宗教に依存しておらず、…宗教省が定め実行した宗教アプローチの利用は、インドネシア国益のために安全を保障する手段として意図されていたことは明らか」であるとし、またWilmot（2008, 77）も「ワヒド大統領が争乱中のアチェに対して、シャリア法を提案すると、多くのものは政治的策謀を疑い、またGAMの指導者たちは、政府がGAMに原理主義者のレッテルを貼ろうとしているとその動きを描写した」と指摘する。
- (16) アチェ以外にも、いくつかの地方自治体の条例で、イスラムの道徳に反する行為（飲酒・賭博、売春など）の禁止や、イスラム的服装（学校制服でのスカーフ着用など）を個別に定める例がある。
- (17) 2005年から11年のイスラム刑事事件のうち72%が賭博。2010年の全事件数5,511に対して、刑事事件は136件であった（Zuboidi 2011）。
- (18) 2002年地方条例第11号は、違反行為についてむち打ち刑を定めている。しかし、むち打ち刑は過酷な身体的苦痛を与える刑罰と言うよりも、むしろ公衆の面前で刑が執行されることにより社会的批判を受けさせ、その行為を反省させる目的の刑罰である。同条例の一般注釈はむち打ち刑について「刑法犯に対してむち打ち刑を科すことは、刑法犯に対して自覚を促し、また社会に対しては犯罪を行わないように注意を与える目的である。むち打ち刑は受刑者が恥をかいたと感じるが、その家族に対してリスクを与えないのであるからより効果的であることが期待される」と定める。
- (19) 改革後に行われた国政選挙でもイスラム政党が過半数を占めるには至っていない。イスラム政党が大統領与党になったのは穏健なイスラム政党である民族覚醒党（Partai Kebangkitan Bangsa）のワヒド第4代大統領の時だけであり、現在の大統領与党も世俗政党（民主主義者党Partai Demokrat）である。